

2019年3月18日

各位

株式会社証券保管振替機構

登録済加入者情報開示請求手続の開示費用の改定のお知らせ

平素は、弊社業務の運営に関し、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の登録済加入者情報の開示請求は、加入者本人の口座又は被相続人の口座の所在調査の方法として広く利用されるようになり、ここ数年件数が急増しています。それに伴い、請求方法に関する問合せへの応対や請求受付後の書類の確認及び審査といった弊社事務作業が増大していることから、弊社では、今後の請求件数の増加に備え、引き続き安定的かつ確実な処理を確保するための体制を整備することとしました。

これに伴い、2009年の運用開始以降これまで水準を維持してまいりました開示費用（開示請求への対応に係る実費の一部として開示請求者様に負担いただく費用）を、下記のとおり改定させていただきます。何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 開示費用の改定

<改定後>

開示請求者の属性等に応じて以下のとおり。

- ① 本人請求分（本人の口座を調査する場合）：1件 4,000円（税別）
- ② 相続人等請求分（被相続人の口座を調査する場合）：1件 5,500円（税別）
- ③ ②のうち法務局発行の法定相続情報一覧図を提出する場合：1件 4,500円（税別）

※同一株主について、同時に複数の調査対象（氏名及び住所の組合せごとに1件と数えます。）の開示を請求する場合には、2件目以降は1件あたり 1,000円（税別） を加算します。

※①には、請求者が本人の法定代理人又は任意代理人の場合を含みます。

※②には、請求者が法定相続人の法定代理人若しくは任意代理人又は遺言執行者の場合を含みます。

<参考（2019年3月末まで）>

1件 2,000円（税込）

※同一株主について、同時に複数の調査対象（氏名及び住所の組合せごとに1件と数えます。）の開示を請求する場合には、2件目以降は1件あたり 1,500円（税込）を加算します。

2. 適用日

2019年4月1日（月）

以 上